

NET de MEET シェアリングー多地点テレビ会議接続サービスー

利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、「NETdeMEET シェアリング」多地点テレビ会議接続サービス（以下、本サービスという）利用約款を定め、これにより本サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、予告なくこの約款を変更する事があります。約款が変更された後の本サービスに掛かる料金やその他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）多地点テレビ会議接続サービス

テレビ会議システムを多地点間で接続するサービスならびにこれに付随するサービス。

（2）多地点テレビ会議接続サービスシステムデータセンター

当社が本サービスを行うための、通信設備並びに通信網を配置している場所を示します。

（3）テレビ会議利用端末

テレビ会議利用端末は、当社が提供するクライアント用ソフトウェア「VisualNexusEndpoint」を示します。

第4条（サービスの適用範囲）

お客様のテレビ会議利用端末と、当社の多地点テレビ会議接続サービスシステムデータセンターとの接続は、お客様の責任と費用負担において行うものとし、当社は、他事業者の回線を経由して当社の多地点テレビ会議システムデータセンターに接続されたテレビ会議利用端末に対し、本サービスを提供するものとしします。

第5条（サービスの利用方法）

本サービスの利用は、この約款に規定するほか、当社が別に定める方法・手段によるものとしします。

第2章 申し込みと解約

第6条（申し込み）

当社は、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ当社に申し込み、当社が申し込みを承諾した場合に、本サービスを利用できるように登録します。

第7条（解約）

解約をする場合は、当社所定の書面に必要事項を記載の上、提出するものとしします。

第8条（利用時間）

本サービスの利用時間は、1時間以上、1時間単位での利用としします。

第3章 料金

第9条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別表のとおりとします。

第10条（料金の支払い）

お客様は、本サービス利用後に、当社所定の方法により支払うものとします。

第4章 責任

第11条（アカウント管理責任）

当社がお客様に付与したアカウント情報は、お客様が責任を持って管理するものとし、アカウントが悪用された場合、お客様が一切の責任を負うものといたします。

第12条（利用責任）

多地点テレビ会議接続サービスの利用に関して、第三者に損害が発生した場合は、お客様が一切の責任を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（免責）

当社は、前条の場合を除き、本サービスの利用に関して、利用者に損害（その原因の如可を問いません）が生じても、一切責任を負わないものとします。

第5章 利用の制限および停止

第14条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは、発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは、救済、交通、通信もしくは電力供給の確保または、秩序の維持に必要な通信その他の、公共の利益の為に緊急を要する通信を優先的に行うため、本サービスの利用を制限する場合があります、この場合は、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条（利用停止および契約の解除）

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

- (1) 法令違反その他の公序良俗に反する態様において、本サービスを利用したとき。
- (2) 本サービスに重大な支障を与える態様においてサービスを利用したとき。
- (3) その他、本サービスの利用が不相当であると当社が判断したとき。

第6章 雑則

第16条（障害の発生）

当社が提供する本サービス設備について、障害が発生した場合、お客様は直ちに当社に通知するものとし、通知がない場合は、障害はなかったものとします。

2 前項の通知があった場合、当社は、当社の修理基準に従って、修理または復旧するものとします。

第17条（通知の義務）

お客様は、その氏名もしくは名称、または住所について、変更があった場合は、すみやかに当社所

定の方法により通知するものとします。

2 前項の通知がないために、当社からお客様への通知等が不到達になった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。

第18条（権利譲渡の禁止）

お客様は、本約款および本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、譲渡、賃貸、担保提供等一切の処分を行うことはできないものとします。

第19条（合意管轄）

お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものといたします。

第20条（協議）

本約款に定めない事項については、お客様と当社の協議によって決定するものといたします。

株式会社アールネットコミュニケーション